

# 佐世保工業高等専門学校物品管理事務取扱規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における物品の管理に関する事務の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構物品管理規則（以下「物品管理規則」という。）の定めがある場合のほか、この規則の定めるところによる。

(物品管理役)

第2条 物品管理規則第6条第1項の規定により、本校に物品管理役を置き、総務課長をもって充てる。

(分類換)

第3条 物品管理規則第16条第1項の規定により、分類換等の申請をするときは、物品分類換等承認申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

(物品の出納、保管事務の委任)

第4条 物品管理規則第6条第3項の規定により、本校に物品出納役を置き、指定する職名並びにその事務範囲は別表に定めるところによる。

2 前項の指定する職名にある者に事故があるときは、その事務を代理すべき者を、別に物品管理役が任命する。

(物品供用事務の委任)

第5条 物品管理規則第6条第4項の規定により、本校に物品供用役を置き、指定する職名並びにその事務範囲は別表に定めるところによる。

2 前項の指定する職名にある者に事故があるときは、その事務を代理すべき者を、別に物品管理役が任命する。

(物品の管理換)

第6条 物品管理規則第17条の規定により、物品の管理換をするときは、物品管理換承認申請書（別記様式第2号）により行うものとする。

2 物品管理役は、前項の規定により承認を得た物品を引き渡すときは、管理換物品引渡通知書（別記様式第3号）を作成し、管理換を受けようとする物品管理役等に送付しなければならない。

(物品の供用)

第7条 物品管理規則第12条の規定により、供用のための払出しの請求をするときは、資産登録票によるものとする。

(返納手続)

第8条 物品管理規則第21条の規定により、物品の返納をしようとするときは、物品返納報告及び命令書（別記様式第4号）により行うものとする。

(供用換)

第9条 物品管理規則第18条第1項に規定する供用換の申請をするときは、物品返納報告及び命令書（別記様式第4号）により行うものとする。

2 物品管理規則第18条第2項に規定する供用換の通知をするときは、資産登録票により行うものとする。

(寄託)

第10条 物品管理規則第24条第2項の規定により、機構以外の者に寄託する必要がある場合は、寄託請求書(別記様式第5号)により行うものとする。

2 物品管理規則第24条第2項の規定により、措置をしたときは、寄託通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

3 物品管理役は、前項の措置により、受寄者に引き渡すときは、寄託物品受領書(別記様式第6号)を受寄者から提出させるものとする。

4 物品管理役は、前項の物品を引き渡したときは、物品寄託簿(別記様式第7号)に記録するものとする。

5 物品管理規則第25条の規定により、受寄者から当該物品の返還を受けるときは、第3項により提出された寄託物品受領書(別記様式第6号)を受寄者に返付し物品寄託簿(別記様式第7号)の整理をするものとする。

(出納の相手方からの受領書徴取)

第11条 物品管理役は、機構以外の者に物品を引き渡す場合は、受領書等を徴取しなければならない。

(不用の決定等)

第12条 物品管理規則第28条第2項の規定により、不用決定の報告及び不用の申請を行う場合は、物品不用決定及処分伺書(別記様式第8号)により行うものとする。

(亡失等の報告)

第13条 物品管理規則第36条第1項により、その使用中の物品を亡失し又は損傷したときの報告は、使用物品亡失(損傷)報告書(別記様式第9号)により行うものとする。

(発生材等の通知)

第14条 契約担当役その他教職員は、物品を取得したときは、発生材等通知及び引継書(別記様式第10号)により、物品管理役に通知しなければならない。

2 物品管理役は、前項の規定により通知を受けた場合において、物品出納役に当該物品を保管させる必要があると認めるときは、資産登録票により受入れ命令をするものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和5年3月2日一部改正）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 佐世保工業高等専門学校物品不用決定及び処分取扱要項（平成16年4月1日制定）は、  
廃止する。

附 則

この規則は、令和7年3月4日から施行する。